

答申保第81号  
令和7年11月28日  
(諮問保第105号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第77条第1項の規定に基づき、令和6年10月7日付けで「平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間に私が夫からの暴力の件で、〇〇署に対応して貰ったことが解る応急事件処理簿中の私に関する情報。」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和6年10月22日付け鹿人少第273号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和6年11月8日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、次のとおりである。

ア 平成〇年〇月から平成〇年〇月迄何度も対応したが記録が一切ないのはおかしい。

イ 文書がないとの回答は間違っている。

文書を作成する警察官が文書を作成していない。

ウ 実際警察が対応した内容を記載する。また、日誌を提出する。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 原処分に係る保有個人情報の内容は、「平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間に審査請求人が夫からの暴力の件で〇〇警察署が対応したことがわかる応急事件処理簿中の

審査請求人に関する情報。」である。

- (2) 応急事件処理簿とは、「犯罪捜査規範施行細則の解釈及び運用について（通達）」において、「犯罪の発生を認知した場合等で、犯罪事件受理簿を作成しないときは、総合事件管理システムに必要事項を登録して応急事件処理簿を作成の上、書面により署長へ速やかに報告するものとする。ただし、別に定められた様式により署長へ報告する場合は、応急事件処理簿での報告は要しない。」と定められている。
- (3) 一般論として、警察官が現場に臨場して対応した事案等で暴力を受けた事実が確認できる場合などは、犯罪の発生を認知した場合等に該当する。被害者に被害届出の意思がない場合等は、応急事件処理簿を作成することとなる。
- 犯罪の発生を認知した場合等は、事件処理に従事した警察官等が、総合事件管理システムに必要事項を登録して応急事件処理簿を作成し、同処理簿を印字・出力して署長へ報告する。
- 署長報告を終えた応急事件処理簿については、所属の事件を担当する主管課において、その年の応急事件処理簿の簿冊に編冊し、保管管理している。
- (4) 鹿児島県警察公文書管理規程において、応急事件処理簿を含む指定ファイル等に綴じ込み保管する公文書ファイルについては、「施錠機能のあるキャビネット又は文書庫に収納して保管しなければならない。」と定め、保存期間の設定については、「分類基準表に従い、行うものとする。」と定められている。
- 応急事件処理簿は、主管課である刑事企画課において、分類基準表により10年の保存期間を定め、各署において保管管理している。
- (5) 審査請求人は、応急事件処理簿について開示請求していることから、同請求に係る事件の主管課として該当する可能性がある〇〇警察署〇〇課及び同署〇〇課が、同署の保管庫に保管している請求期間の応急事件処理簿の現物全てを目視確認している。
- 目視確認の際に見落としがないよう、〇〇警察署員による目視確認だけではなく、本部人身安全・少年課員においても、現場に赴き目視確認を実施したが、審査請求人が請求する文書は存在しなかった。
- (6) 応急事件処理簿は、「総合事件管理システムの運用等について（通達）」により、同システムでの作成が義務付けられていることから、登録されている全所属の全部門の全てのデータを対象に、検索機能を利用して、氏名及び期間により検索を実施している。審査請求人の氏名について、旧姓を含めてカナや漢字での検索を実施しており、同システムで可能な限りの文書検索を実施したが、該当する文書は存在しなかった。
- (7) 当時の勤務員への聞き取りや文書（DVの受理票、継続処理票、相談処理票）検索等を実施したが、対応した事実は確認できなかった。また、地域警察官、捜査員等の勤務

日誌、活動記録簿等は保存期間が1年そのため確認ができない。

審査請求人からは、これまでに幾度か開示請求を受けており、平成〇年から令和〇年までの間にある応急事件処理簿等で存在するものは開示している。

(8) 審査請求人のDV等の記録については、令和〇年〇月に審査請求人からDVの相談を受けており、令和〇年の終結までの対応の記録は全て残っている。

当該記録は、審査請求人からの別の開示請求に基づき全て開示している。

(9) 審査請求人が提出した日誌に記載されている内容であれば、DV事案として立ち上げていておかしくない内容であるが、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間に〇〇警察署でDV事案を担当していた者全員に聴取をしたが、令和〇年〇月にDV事案として受理をしているので、その前にDV事案として取り扱った記録はないところである。

(10) いずれも、審査請求人の利益になるよう、可能な限り対象文書となり得る文書を検索しており、原処分は適法かつ妥当である。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和7年1月15日	諮詢を受けた。
2月21日	諮詢実施機関から弁明書の写しを受理した。
4月25日	諮詢実施機関から反論書の写しを受理した。
10月22日	諮詢の審議を行った。(諮詢実施機関から処分理由等を聴取)
11月26日	諮詢の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

実施機関は、対象保有個人情報の不存在を理由に不開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

###### イ 不存在を理由とする不開示の妥当性について

実施機関の説明によると、対象保有個人情報が記載された応急事件処理簿とは、犯罪の発生を認知した場合等に作成し、書面により署長へ報告するものであり、鹿児島県警察公文書管理規程に基づき、主管課である刑事企画課において、分類基準表により10年の保存期間を定め、各署において保管管理しているとのことであった。

そこで、実施機関は上記3(5)のとおり、〇〇警察署の保管庫に保管されている審査請求人が求める期間の応急事件処理簿の現物全てについて、〇〇警察署員による目視確認だけではなく、本部人身安全・少年課員も現場に赴き目視確認を実施したが、審査請求人が請求する文書は存在しなかった旨主張している。

また、上記3(6)のとおり、応急事件処理簿は、総合事件管理システムによる作成が義務付けられていることから、同システムの検索機能により、登録されている全所属の全部門の全てのデータを対象に、審査請求人の旧姓を含めた氏名及び審査請求人が求める期間の検索を実施したが、該当する文書は存在しなかった旨主張している。

一方、審査請求人は上記2(3)ア及びウのとおり、平成〇年〇月から平成〇年〇月迄何度も対応したと主張し、反論書に警察が対応した内容と当該期間に審査請求人が記した日誌を添付して提出している。当審査会において当該日誌等の記載内容を確認したところ、審査請求人が夫からの暴力について警察官と行ったやりとりの内容等が記載されていた。そこで、当該対応の有無について、実施機関に確認したところ、当時の勤務員への聞き取りや文書検索等を実施したが、対応した事実は確認できなかったとのことであった。

また、実施機関によると、当該日誌等に記載された内容であれば、DV事案として立ち上げていておかしくない内容であるが、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間に〇〇警察署でDV事案を担当していた者全員に聴取をしているが、平成〇年〇月に本人からの相談を受けDV事案として受理をしている状況であり、その前にDVとして取り扱った記録はないとのことであった。

以上のことから、実施機関の文書の探索の方法及び範囲について、特段の問題はないとの認められ、対象保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。